三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「法人税法」とする」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に、「、第三項」を「、第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第六十八条の十一第九項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の十一第七項中「から第三項まで」を「から第四項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「」における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項又は第八項」に、「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特例対象連結事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第六十八条の十五の六第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

第六十八条の十一第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「、次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第四項まで」を「第九項まで及び第十一項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該特定供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該特定供用年度の法人税額基準額（当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一　中小連結親法人又はその中小連結子法人のうち次号に掲げる連結法人以外の連結法人　その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額

二　特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人　その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

2　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。